

「南島原市空家等対策計画(素案)」に関する 市民意見募集(パブリック・コメント)について

☎ 都市計画課 ☎73-6677 FAX85-3136
〒859-2412 南有馬町乙1023番地 Eメール:toshikeikaku@city.minamishimabara.lg.jp

南島原市空家等対策計画(素案)について、市民の皆さんのご意見・ご提案を募集します。

- 閲覧・募集期間
9月1日(金)～10月2日(月) 必着
- 閲覧場所…都市計画課、市民サービス課および各支所
- 意見の提出方法
意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記載のうえ、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。
※様式は閲覧場所に用意しています。
必要事項が記載してあれば任意の様式でも可。
- 意見などを提出できる人
・市内に在住・在勤・在学の人
・市内に事業所などを有する人
・パブリック・コメント手続きに係わる利害関係を有する人
- 意見に対する考え方の公表
お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。

老朽危険空家除却費を一部補助します

☎ 都市計画課 ☎73-6677

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空家の除却を行う人に対し、除却費の一部を補助します。

- 対象建築物
次の要件をすべて満たすもの
①市内にある建物
②現に使用していない空家であること
③建物の半分以上を一般の住宅として使用していたこと
④木造または鉄骨造であること
⑤周囲に影響を及ぼす恐れがある建物
※上記の建物で、国が定める評点の合計が100点以上となる危険な空家(事前協議により現地確認を行います)
- 対象者
次のいずれかに該当する人。ただし、①から③に該当する人であっても市税の滞納がある人や、他の権利者(抵当権設定者など)からの同意が得られない人は対象者となりません。
①登記事項証明書に所有者として記録されている人(登記がない場合は、固定資産関係資料など)
②①の相続人(他の相続人の同意が必要)
③①または②の人から対象建築物の除却についての委任を受けた人
- 補助対象経費
次のいずれかの少ない額
①解体・運搬・処分にかかる費用(業者見積)の8/10
②国が定める除却工事により算定した額の8/10
※ブロック塀、庭木、家具、電化製品、その他動産などの処分は補助対象外。
- 補助金の額
対象経費の1/2(限度額 50万円)
- 申請期限
12月22日(金) ※予算がなくなり次第終了。
- 注意事項
・事前に市との協議が必要です。
・補助金交付決定前に工事着工された場合は、補助の対象となりません。
・補助金交付決定を受けた日から60日以内に解体が完了する工事が対象となります。
※その他にも要件がありますので、詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

臨時福祉給付金(経済対策分)の 申請はお済みですか。

☎ 福祉課 ☎73-6651

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金(経済対策分)として1人につき1万5千円を支給しています。まだ、申請が済んでない人は、申請を行ってください。

- 受付期間
5月29日(月)～10月31日(火)
- 申請場所
各支所、市民サービス課
- 持参品
①印鑑(認印)※シャチハタ不可
②預貯金通帳またはキャッシュカード
③本人を証明するもの(運転免許証や健康保険証など)
☎平成28年度分の市民税が課税されていない人(市民税が課税されている人の扶養親族などは除く)。

一万人、土木建築体験プロジェクト 「親と子の現場見学会」参加者募集

☎ 島原振興局 河港課 ☎0957-64-1332



口ノ津港完成イメージ図

口ノ津港改修工事の現場見学会が開催されます。普段体験することのできない建設機械の試乗や、いろいろな催し物も行われますので、ご参加ください。

- ☎ **10月22日(日) 午前10時から**
- ☎ 建設機械の試乗、作業船見学会、クイズ大会など
- ☎ 40人程度(先着順)
- ☎ 保護者同伴の小学生および中学生
- ☎ 電話で申し込んでください。

9月は老人福祉月間です ～皆さんへ日ごろの感謝を込めて～

☎ 福祉課 ☎73-6651

長年にわたり社会に尽くされた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするとともに、身近にある高齢者問題について考え、理解を深めましょう。



- 長寿祝金
☎平成29年度内に100歳になる人
☎誕生日以降に市長がお祝いに伺います。
お祝状、お祝金(5万円)、花束などを贈呈。
・平成27年度…23人 ・平成28年度…17人
- 敬老祝金
☎満88歳になる人(基準は9月1日)
☎お祝金(1万円)を口座振込みまたは現金(支給日:9月19日(火))。
・平成27年度…366人 ・平成28年度…394人
- 最高齢者訪問
☎平成29年度内での最高齢者
☎花束を持参し、市長がお祝いに伺います。
- 金婚式
☎1月1日現在で婚姻期間が50年を経過したご夫婦
☎お祝状、お祝金(1万円)などを贈呈。
※窓口での本人申請になります。
申込みをお忘れなく!
・平成27年度…92組 ・平成28年度…100組
※金婚式以外の対象者には、市から個別に連絡をします。